

第 62 回講演会<2020 年 7 月 1 日開催>

BLM 運動を歴史的な文脈から考える —ジョージ・フロイド事件と黒人人種差別問題

黒崎 真

■講演者……黒崎 真

(本学英米語学科教授)

■司 会……阪田恭代 (本学国際コミュニケーション学科教授)

はじめに

今年 5 月 25 日に起きたジョージ・フロイド事件を機に全米また世界中で広がる抗議デモ (“Black Lives Matter”=「黒人の命は大切」) をどのように理解すればよいでしょうか。日本のメディアも、抗議参加者の「もうたくさんだ」という声を紹介し、「人種差別の根深さ」に触れます。とはいえ、十分掘り下げられているとはいえません。そこで、本日は、「人種差別の根深さ」について、特に黒人と警察との関係を軸に、歴史的な文脈を解説したいと思います。

1. BLM の始まり

BLM は、2013 年に 3 名の黒人女性人権活動家によって始まります。前年 2 月にトレイボン・マーティンという黒人少年が「白人」自警団員に射殺されました。しかし、翌年、容疑者は無罪となります。この無罪判決に衝撃を受けたアリシア・ガーザが Facebook に「私たちの命は大切だ」と投稿すると、これを受けパトリッセ・カラーズが投稿し、「#blacklivesmatter」とハッシュタグを付けます。このハッシュタグが広まるなか、オーパル・トメティが Facebook に Black Lives



左からパトリッセ・カラーズ、アリシア・ガーザ、オーパル・トメティ

出典：Black Lives Matter: Home,
<https://blacklivesmatter.com/herstory/>

Matter というコミュニティを立ち上げます。これが BLM の始まりです。2014 年 8 月、マイケル・ブラウンという黒人青年が白人警官に射殺されると、3 名はインターネットを通じて抗議デモを呼びかけ、街頭での運動に発展します。その後、BLM は支部や支援団体を増やしながら、同種の事件が起こるたびに、各地で抗議デモや集会を行ってきました。したがって、BLM には 7 年ほどの歴史があります。

BLM は何を狙っているのでしょうか。それは、制度的な人種差別 (institutional racism) の根絶です。そのなかで喫緊の主張が、警察組織の解体ないし抜本的改革です。具体的には、黒人に対する警官の過剰な暴力を止めること、そして、膨れ上がる警察の予算を削減し、その分を黒人コミュニティの教育、住宅、医療、福祉の予算にあてることなどです。

では、制度的人種差別とは何でしょう。それは、特定の人種集団の人々が社会生活において不利になる仕組みが、構造的に社会に埋め込まれている結果起こる人種差別を指します。警察を例にとれば、警察組織自体が黒人に差別的であるということです。

2. アメリカの警察の特徴

連邦制度をとるアメリカでは、警察は約 1 万 8 千の独立した自治体警察によって構成されています。細部は各自治体警察により異なりますが、おおよそ共通する特徴があります。

まず、容易な逮捕です。警官が不審とみなす「合理性」があれば、いつでも、誰でも逮捕できます。

次に、射撃は射殺が前提です。そして、射撃要件は低く、警官が危険と感じたかで決まります。警官の言い分に「合理性」があると判断されれば、警官は責任を問われません。

さらに、警官には「限定的免責」(Qualified Immunity) が適用されます。この免責は、警官が過剰な行為に出ても、その行為を違憲とする「明確に確立されている」前例(判決)が以前に出していない場合は、責任を免除されるというものです。ほとんどの場合、警官の行為にはこの免責が適用されます。

「容易な逮捕」「射撃要件の低さ」「限定的免責」により、警官が過剰な暴力に出やすい条件は整っているといえます。その対象には白人も含まれますが、圧倒的に黒人となります。その理由は何でしょう。黒人に対する「無意識の偏見」も作用しているでしょうが、それ以上に政策面が大きいといえます。

「割れ窓理論」というものがあります。これは、微罪も放っておくと凶悪犯罪の温床になるとみなし、微罪であれ徹底的に取り締まるという考え方です。アメリカでは、特に 1990 年代以降、この理論に基づき警官による「不審者」の徹底的な路上逮捕が常態化し

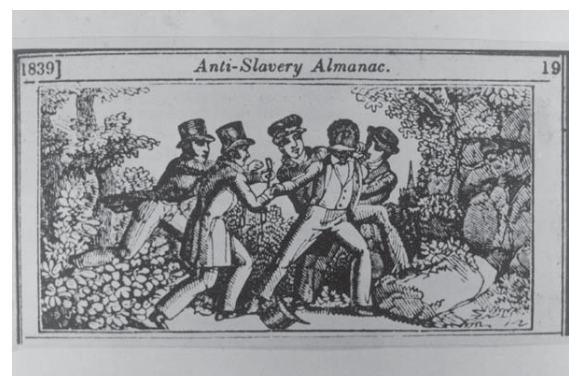
ます。その対象地域が、白人が住む郊外ではなく、黒人や他の人種マイノリティが住むインナー・シティ(=郊外と中心街の間の地域)でした。加えて、1994年に成立した連邦法「暴力犯罪取締り及び法執行法(=通称「犯罪法」)」は、犯罪への厳罰強化、警官の増員、警察予算の増額などを打ち出しました。これら一連の政策が黒人の逮捕に拍車をかけ、「容易な逮捕」「射撃要件の低さ」「限定的免責」と組み合わせ、黒人に対する警官の過剰な暴力を促進しているのです。

いくつかの統計(2013-19年)をみると、次のような結果が出ます。警官の人種別割合をみると、7割以上が白人です。警官による射殺は、毎年 1000 件以上起きていますが、黒人に対する射殺は白人の 3 倍です。1000 件にのぼる射殺のうち 2 割は、丸腰の相手に対するものですが、丸腰の黒人に対する射殺は白人の 1.3 倍です。しかし、99 パーセントの警官は、起訴されることはありません。

3. 歴史的な文脈にみる黒人と警察との関係

ここからは、黒人と警察との関係について、歴史的な文脈を見ていきます。

アメリカの奴隷制は、英領植民地時代から数えて約 250 年間続きます。奴隷制時代の南部における警察の起源は、奴隷を管理・統制するために設けられた「奴隷パトロール」で



奴隷パトロール (1839) 出典: Wikipedia, https://en.wikipedia.org/wiki/Slave_patrol

した。その目的は、逃亡奴隷の捕獲、白人の財産保護、奴隷反乱の防止などです。この目的のために、奴隷に対しむち打ちをはじめとする暴力が使用されました。

南北戦争の結果、1865年に奴隷制が廃止されます。以後、1877年までの再建期と言われる時期に、黒人の社会的地位はある程度向上します。しかし、再建政策が失敗すると、黒人は19世紀末から法的人種隔離制度の下に置かれます。これは1960年代まで続きます。

南部では、19世紀末以降、自治体レベルで警察が組織化されます。その目的は、法的人種隔離制度という人種秩序を維持することでした。警官は白人男性しかありません。警官のなかには白人至上主義組織 KKK（クー・クラックス・クラン）のメンバーもいました。法的人種隔離制度に挑戦しようとする黒人、「南部のエチケット」——黒人は白人とすれ違う時は帽子を取って会釈をする、道を譲る、黒人男性は白人女性の目を見てはいけない、口のきき方に注意するなど——を乱すと目をつけられた黒人は、KKK や白人市民にリンチされました。19世紀末から1950年頃までに、約4000人がリンチの犠牲にっています。警官はこれを取り締まるどころか、見過ごし、ときに加担しました。

1950、60年代の公民権運動においても、公民権活動家に暴力を振るったのは、KKK や白人市民だけでなく、警官でした。たとえば、1963年春にアラバマ州バーミングハムで、キング牧師を中心とする人種隔離撤廃闘争が行われました。この時、デモ行進者に警察犬をけしかけ、消火ホースでデモ行進者を蹴散らしたのは警官です。1965年3月にアラバマ州セルマでデモ行進が行われましたが、行進を阻止するため、催涙弾を発射し、警棒で行進者を殴打し続けたのは、警官です。すなわち、19世紀末から公民権運動の時期を通して、警察は法的人種隔離制度を守るために存在したのであり、黒人は監視・統制の対象でした。

もう一点指摘したいのが、合衆国憲法修正第13条（1865年）です。13条は奴隷制と強制労働を禁止しますが、抜け穴がありました。それは、正当な手続きを経て有罪が確定した場合は強制労働を課してよいと解釈できることです。この抜け穴を利用して行われたのが、南北戦争後から1920年代頃まで続く「囚人貸出制」と、第二次大戦後まで続く「チェインギング労働」（囚人を鎖でつないで道路工事や石切り場、農場などで働かせる）でした。多数の黒人が「徘徊」「放浪」など微罪（時に理由もなく）で逮捕され、収監後は懲罰と



アラバマ州バーミングハム闘争（1963）

出典：Encyclopedia of Alabama,
<http://encyclopediaofalabama.org/article/h-1358>



囚人貸出制 出典：MPRNews,
<https://www.mprnews.org/story/2012/02/13/documentary-shows-how-slavery-continued-after-the-civil-war>

して民間企業や公共事業などの労働力として搾取されました。ここでも、警察は黒人を監視・統制する役割を担っていました。

視点を北部に移してみます。黒人の北部大移住（＝グレイト・マイグレーション）は、特に 20 世紀前半に起こります。爆発的工業化が進展し、北部で労働力需要が増す一方、20 世紀初頭には移民制限が行われ、また戦間期にはヨーロッパ移民が減ります。北部の労働力需要を補うため、南部黒人の多くが北部に移住（脱出）しました。しかし、その結果は、北部での人種問題の顕在化でした。

北部は南部に比べれば自由な空間でしたが、黒人は実質的に差別されました。黒人は、白人のあとに最後に雇われ、最初に解雇されるという、いわば労働力予備軍として不安定な状態に置かれました。

実質的人種差別の最も端的な例は、住宅です。白人市民と不動産業者が結託し、白人居住区に黒人が居住できないようにします。さらに、連邦政府は、主として白人居住区に住宅ローン補助を適用するという人種差別的な政策をとります。その結果、白人は自宅を所有する恩恵を受けます。黒人は、この政策から排除されました。第二次大戦後はハイウェイができ、白人が郊外に脱出する 1950 年代までには、郊外に住む白人と、インナー・シティに閉じ込められた黒人という図式ができあがります。

その後、インナー・シティにあった工場が別の場所や国外に移されると、インナー・シティの雇用は減り多数の黒人が失業します。失業率が 40% を超えるような場所を、ゲットーと呼びます。ゲットーの治安は必然的に悪化し、警官が頻繁に巡回するようになります。

1964 年夏以降、毎年夏になると北部では人種「暴動」が起こり、67 年夏のデトロイト暴動は最大規模でした。これを機に、当時の大統領リンドン・ジョンソンが暴動の実態、原因、再発防止の解明を目的に「全米国内騒

動諮問委員会」を設置します。調査報告（「カーナー報告書」）は暴動の原因を列挙しましたが、原因の一番にあげられたものは何だったでしょう。それは、「白人警官の暴力的態度」でした。

さて、公民権運動の結果、64 年公民権法と 65 年投票権法が成立し、法的人種隔離制度は撤廃されます。では、黒人に対する警官の暴力は無くなったでしょうか。答えは、「ノー」です。

1970 年代以降、アメリカは基本的に保守派（共和党）が政権を握りますが、そのなかで進められた政策の一つが、「麻薬との戦争」です。問題は、それが誰を対象にしたかという点です。麻薬の使用者の割合は、白人と黒人で変わりません。ところが、1980年代のレーガン政権以降加速する「麻薬との戦争」では、インナー・シティ、すなわち、貧しい黒人やラティノが取り締まりの対象になります。1990 年代には、民主党政権下でも、「割れ窓理論」による厳罰主義が強化されます。その結果、逮捕者は不釣り合いに黒人とラティノが多くなりました。黒人は人口比では 13% ですが、収監者全体の約 40% を占めます。

アメリカでは、1970 年代まで収監者数は 20 万人以下でしたが、現在 150 万人弱となっています。アメリカの人口は世界人口の 5% 以下ですが、収監者数は実に全世界の約 25% を占めているのです。ある統計では、一生のうち、一度は収監される確率は、白人男性は 17 人に 1 人なのに対し、黒人男性は 3 人に 1 人という計算が出ています。また、白人女性が 111 人に 1 人なのに対し、黒人女性は 18 人に 1 人です。しかも、一度収監されると、出所後の就職は極めて困難になります（特に黒人やラティノの場合）。そのため、再犯者が出ます。これが貧困の連鎖を生みます。さらに、アメリカでは重罪で収監されると、通常、出所後も選挙権を剥奪されます。この意味は、かなりの数の黒人が投票権を奪われているということです。

もう一点付け加えると、1990年代以降、収監者数増加を理由に、州の委託で民間企業が運営する刑務所が大量に作られ始めました。刑務所とはいえ民営ですから、その目的は受刑者の「更正」より「利益」になります。そこで、民営刑務所では、刑務所内で受刑者に、民営刑務所と契約する様々な民間企業のための製品を作らせています。契約企業は安い労働力（奴隷のような）を刑務所内で確保できる仕組みができています。これは「監獄ビジネス」とも言われており、囚人貸出制の現代版といえます。奴隷制、囚人貸出制、監獄ビジネスと、黒人を安価な労働力として搾取する仕組みが、今日まで形を変えながら存続しているのです。

以上のような、特定の人種集団を対象にする逮捕（＝レイシャル・プロファイリング）、受刑者に対する搾取、出所者の就職困難や選挙権剥奪を通じて、さらには住宅・雇用・教育・医療・福祉へのアクセスが阻まれることを通じて、黒人は正常な市民参加を拒まれます。黒人であるというだけで、不利な立場に置かれる仕組みが社会構造のなかに埋め込まれているのです。「人種差別の根深さ」は、こうした目に見えにくい制度そのものにあるのです。

おわりに

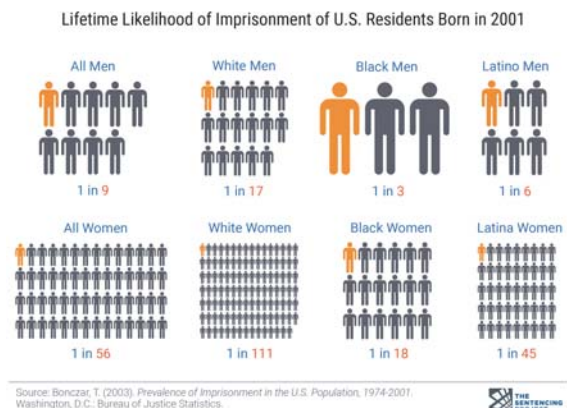
歴史的にみて、警察が黒人の味方であったことはありません。むしろ、警察は黒人の行動を監視・統制する役割を担ってきました。その結果、危険が迫った時、白人は警官を頼りにできますが、黒人はできません。それどころか、黒人は、警官を見かけるたびに、何をされるかわからないという恐怖に置かれるのです。

こうした歴史的な文脈のなかで、奴隷制時代には奴隷反乱も起きましたし、公民権運動では非暴力デモや人種蜂起が起きました。1992年には、ロドニー・キング事件に端を発し



州と連邦の囚人人口、1925-2018

出典：The Sentencing Policy Project,
<https://www.sentencingproject.org/criminal-justice-facts/>



一生のうち一度は収監される可能性

出典：The Sentencing Policy Project,
<https://www.sentencingproject.org/criminal-justice-facts/>

サンゼルスで人種蜂起が起きました。ちなみに、現在では「暴動 (riot)」という表現は公権力側から見た表現であるため、これに代って市民の側からの抵抗を意味する「蜂起 (uprising)」が使用されるようになってきています。そして、2013年以降は Black Lives Matter 運動が始まり、今回の一連の抗議デモに結びついています。

歴史的に起きてきたこれらの反乱や蜂起や抗議デモは、様々な形態をとりながらも、黒人の命を軽んずるなど主張するためのものであったと解釈することができます。その意味では、黒人側もまた、奴隷制時代から今日に

いたるまで、幾度となく公権力による暴力に様々な方法で異議を唱え、抗議してきたことがわかります。Black Lives Matter 運動もまた、そのような 400 年にわたる黒人の自由を求める闘争の延長線上に位置する動きであると理解する必要があるでしょう。

参考文献

上杉忍「アメリカ合衆国における産獄複合体 (Prison Industrial Complex) の歴史的起源—南部の囚人貸出制・チェインギャング制のメカニズム—」『北海学園大学人文論集』第 50 号、2011 年 11 月、1-22 頁。

茂田忠良「米国の治安と警察活動」『警察政策学会』、2017 年 8 月。

Wenei Philimon, “Not just George Floyd: Police departments have 400-year history of racism,” *USA Today*, June 7, 2020. <https://www.usatoday.com/story/news/nation/2020/06/07/black-lives-matters-police-departments-have-long-history-racism/3128167001> (閲覧日: 2020 年 6 月 13 日)

Black Lives Matter: Home, <https://blacklivesmatter.com/> (閲覧日: 2020 年 6 月 21 日)

Mapping Police Violence, <https://mappingpoliceviolence.org/> (閲覧日: 2020 年 6 月 21 日)

The Sentencing Project, <https://www.sentencingproject.org/> (閲覧日: 2020 年 6 月 21 日)

ドキュメンタリー映画『13TH —憲法修正第 13 条』、2016 年。